

十 初期利子

平成十五年七月二十日を支払期とし、次の算式により支払額を算出する。ただし、期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額及び登録金額の総額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十一 第二期以後の利子

毎年一月二十日及び七月二十日を支払い期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十二 償還期限

平成十七年一月二十日

十三 償還金額

額面金額百円につき百円

十四 元利支

日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十五 募集期間

平成十五年一月六日から平成十五年四月まで

十六 払込期日

平成十五年一月二十日